



新たなジョブローテーションは全社員対象！？

「新たなジョブローテーションの対象に関する緊急申し入れ」の団体交渉を開催！

3月28日に経営側から提案を受けた「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施について」の内容では「駅（営業・輸送）、車掌、運転士」は「同一担務の従事期間が最長でも、概ね10年を超えないように異動又は担務変更を行う」というものでした。

しかし、9月25日に『賃金制度等の改正』（追加）の提案を受けて以降、Joi-Tabや会社説明会では「全ての系統の全社員がジョブローテーションの対象である」としているため、設備部門や電気部門などから、戸惑いや疑問の声が多く組合員から寄せられました。

■いつから全系統、全社員対象になったのか？

経営側→3月28日の提案時より「新たなジョブローテーションの実施」については、全系統、全社員を対象とした趣旨のもと、提案を行った。

「駅、車掌、運転士」については「運用」を提案したものである。

「駅、車掌、運転士」だけの施策と誤解を与えてしまったことについては、提起が弱かったと認識している。

組合側→現場長が誤った説明をした職場もあり、社員への不安を煽ってしまった事象もあることから、しっかりと社員へ周知したうえで、自己申告書による面談を行うようにするべきだ。

■系統における新たなジョブローテーションに対する考え方の回答

「設備部門」・・・現行と変わらない	「事務部門」・・・現行と変わらない
「電気部門」・・・現行と変わらない	「企画部門」・・・現行と変わらない
「検修部門」・・・現行と変わらない	「現業管理者」・・・現行と変わらない
「車両製造部門」・・・現行と変わらない	「医療部門」・・・現行と変わらない

間違った認識で社員説明や個人面談をしている実態については、指導していくことを確認しました。

他の部門（系統）への異動の希望は「自己申告書」による面談で

「設備部門」などの社員については、これまで通りの運用に変更がないことを、あらためて確認しました。また、他の部門（系統）へのチャレンジや異動については「自己申告書」による個人面談で、今までと変わらず希望は聞いていくことを確認しました。

自己申告の意義を守るべき！

個人面談において管理者から社員へアドバイスを行い、特記事項などへの追記や希望の訂正是良いが「第3希望まで書きなさい」というのは指示であることから、自己申告の意義を守るよう各現場への指導をあらためて要請しました。